



平成21年5月13日

各 位

会社名 テイカ株式会社
代表者名 取締役社長 清野 學
(コード番号4027 東証・大証第1部)
問合せ先 大阪府中央区北浜3丁目6番13号
代表取締役専務取締役 杉江 一彦
(TEL 06-6208-6400)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の当社第143回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告の周知性の向上および公告費用の削減を図るため、現行定款第5条に定める公告方法を電子公告に変更し、併せて、不測の事態が発生した場合に備えて、予備的な公告方法についても定めるものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります(現行定款第7条、第9条第2項、第12条第3項)。但し、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から起算して1年を経過する日まで株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置としてその旨附則を新設するものであります。
 - ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する文言を削除するものであります(現行定款第10条、第12条第3項)。
 - ③ その他上記変更に伴う条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(金曜日)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 条 (公告方法)</p> <p>当社の公告は日本経済新聞に掲載して行う。</p>	<p>第 5 条 (公告方法)</p> <p>当社の公告方法は<u>電子公告とする。</u> <u>但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<p><u>第 7 条 (株券の発行)</u></p> <p><u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第 8 条 (自己の株式の取得)</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 7 条 (自己の株式の取得)</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第 9 条 (单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>当社の单元株式数は 1,000株とする。 <u>当社は第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。</u> <u>但し株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>第 8 条 (单元株式数)</p> <p>当社の单元株式数は 1,000株とする。 (削 除)</p>
<p>第 10 条 (单元未満株式についての権利の制限)</p> <p>当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 第 11 条に定める請求をする権利 	<p>第 9 条 (单元未満株式についての権利の制限)</p> <p>当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利 2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 第 10 条に定める請求をする権利

